## 西宮市災害緊急救助施設管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市災害緊急救助施設(以下「施設」という。)の管理 について必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 施設を使用することができる者(以下「使用者」という。)は、市内に 発生した災害による被害を受けた者で、応急的な救助を必要とする者と する。

(使用期間)

第3条 施設を使用できる期間は、おおむね1週間以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、期間を延長することができる。

(使用の申込及び承認)

第4条 施設を使用しようとする者は、使用申込書(様式1)及び誓約書(様式2)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用者の注意義務)

第5条 使用者は、施設の使用にあたっては、善良な注意義務を払い、正常な 状態を保つように努めなければならない。

(費用負担)

第6条 使用者は、施設の使用に伴う当然に負うべき費用を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(禁止事項)

- 第7条 使用者は、次の各号に定める行為をすることができない。
  - (1)施設の内外を乱雑にして、その外観を損なうこと。
  - (2)使用の承認を受けていない者を同居させること。
  - (3)施設に工作を加え、又は敷地内に工作物を設置すること。
  - (4)施設の全部若しくは一部を他の者に貸与し、又は使用する権利を他の者に譲渡すること。
  - (5) その他、市長が必要と認めて禁止したこと。

(使用承認の取消し)

- 第8条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、施設の使用の承認 を取り消すことができる。
  - (1) 不正の行為によって使用の承認を受けたとき。
  - (2)施設をみだりに毀損したとき。
  - (3)正当な事由によらないで、施設の立入り検査を拒んだとき。
  - (4)応急的な救助を必要としなくなったと認められるとき。

- (5)この要綱に基づく市長の指示及び命令に違反したとき。
- 2 前項の規定に基づき施設の使用の承認を取り消された者は、直ちに施設を明け渡さなければならない。

(使用の中止)

第9条 施設の使用を中止しようとする者は、市長まで事前に届出をし、当該 施設の検査を受けなければならない。

(立入り検査等)

第10条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設を管理する 市職員若しくは、特に指定した者に随時施設の検査をさせ、又は使用者 に対して、適当な指示をさせることができる。

付則

この要綱は、平成15年10月20日より施行する。